

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 8 月31日提出
【計算期間】	第11期 特定期間（自 第61期 至 第66期） （自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 6 月 1 日）
【ファンド名】	損保ジャパン欧州国債オープン（毎月分配型）
【発行者名】	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3423
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、欧州各国の国債を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する 商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	あり ()
一般	年 2 回	日本	なし
大型株	年 4 回	北米	
中小型株	年 6 回（隔月）	欧州	
	年12回（毎月）	アジア	
債券	日々	オセアニア	
一般	その他 ()	中南米	
公債		アフリカ	
社債		中近東 (中東)	
その他債券		エマージング	
クレジット属性 (高格付債)			
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注１）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	債券（公債）	目論見書又は信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性（高格付債）	目論見書又は信託約款において、「高格付債」に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

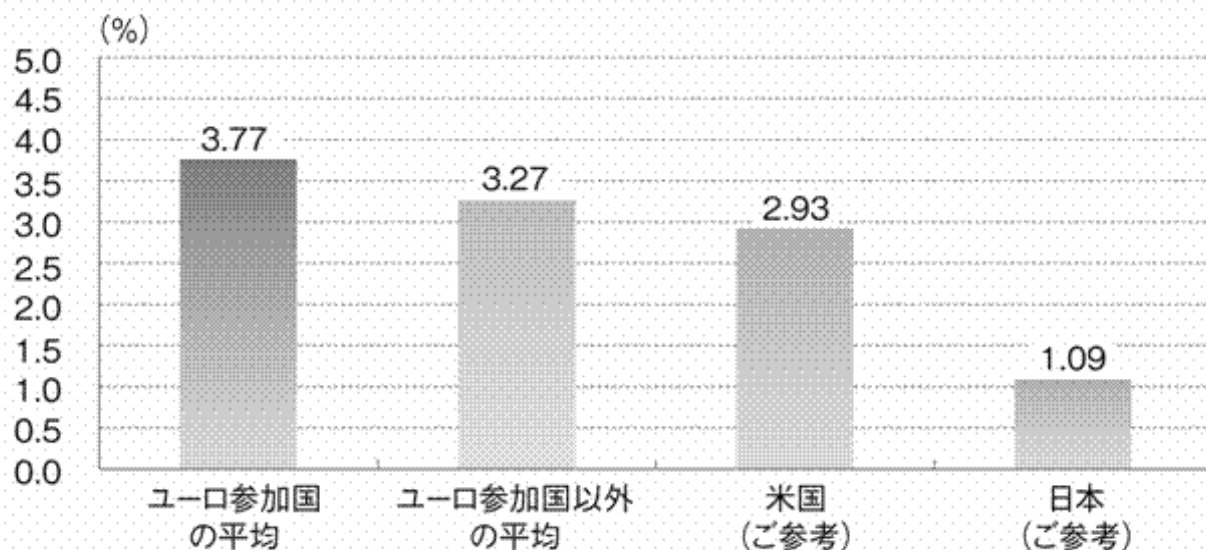
<ファンドの特色>

1

ユーロ参加国を中心に欧州各国の信用度の高い国債を主要投資対象として、アクティブに運用します。

運用にあたっては、インカムゲインを重視するとともに、シティグループ欧州世界国債インデックス[※]の国別配分を参考とし、割安と考えられる国債の投資比率を上げることで、中長期的なトータルリターンの向上を目指します。

<ヨーロッパ主要国の10年物国債利回り(2010年6月末現在)>



出所: Bloombergより損保ジャパン・アセットマネジメントが作成

※スタンダード・アンド・プアーズの格付のうち投資適格以上の国で算出

※シティグループ欧州世界国債インデックスはシティグループ・グローバル・マーケットズ・インクが開発したものです。

2

投資対象証券は、シティグループ欧州世界国債インデックス採用国の国債を中心とし、原則として取得時においてBBB－（スタンダード・アンド・プアーズ）またはBaa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以上の格付け※を得ている信用度の高い銘柄とします。国債への投資割合は原則として高位とします。

＜投資対象国の国債格付け(2010年7月9日現在)＞

格付	ユーロ参加国		ユーロ参加国以外の国		(ご参考)
AAA	ドイツ オランダ オーストリア	フランス フィンランド	イギリス デンマーク ノルウェー	スウェーデン スイス	アメリカ カナダ オーストラリア
AA	スペイン ベルギー	アイルランド			日本
A	イタリア	ポルトガル	ポーランド		中国
BBB					ブラジル ロシア インド 南アフリカ
BB					トルコ
B～D					

出所:Bloombergより損保ジャパン・アセットマネジメントが作成

※表記はスタンダード・アンド・プアーズ自国通貨建長期債務格付け

※格付けとは、債券などの元本および利息の支払いが償還まで当初契約どおり行われるかの確実性を評価したものです。投資する債券が債務不履行を起こす可能性があるかどうかを推測するうえで重要な判断材料となります。一般的に格付けはAAA、AAなどの英文字の記号で表記されます。格付機関によって定義が同一とは限りません。一般的にはAAAが最も債務不履行の可能性が低いことを表しています。

3

組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行います。

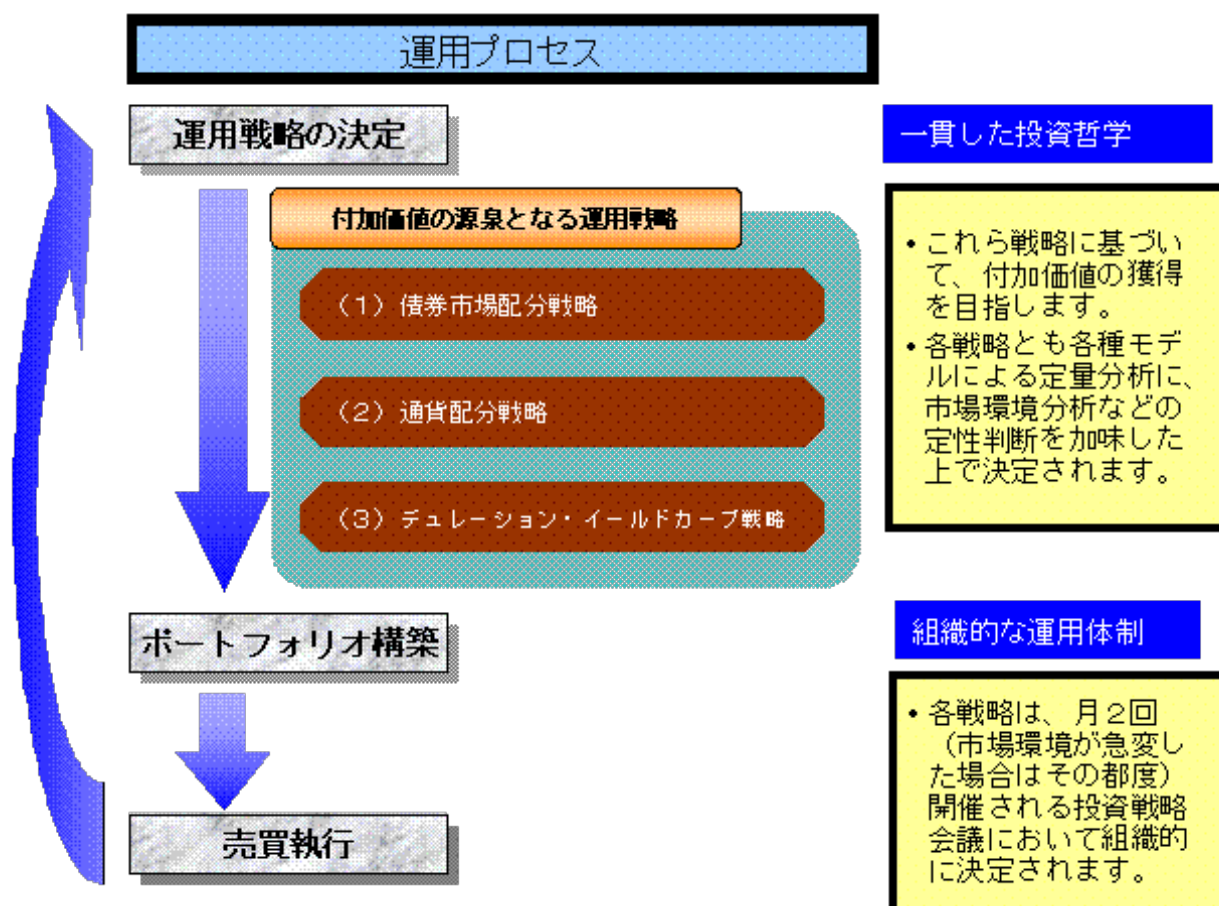
原則、毎月1日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、債券の利子収入等を中心に毎月安定的な分配を行います。

※ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。

4

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＜当ファンドの運用プロセス＞

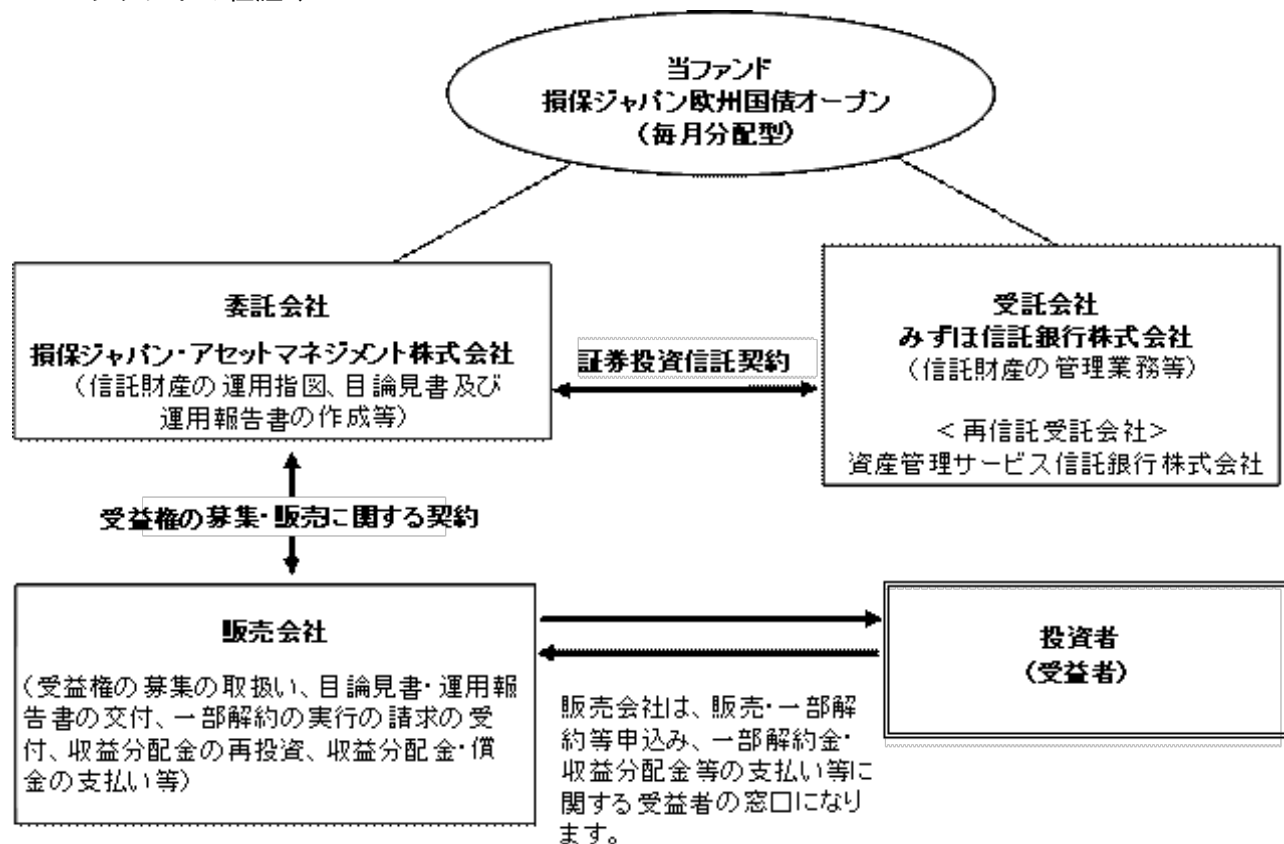


（２）【ファンドの沿革】

平成16年12月15日 信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

- （ ）委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。
- （ ）販売会社
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。
- （ ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)
委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円(平成22年 6 月末現在)

() 委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年	9月30日	金融商品取引業者として登録
平成22年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更（予定）

() 大株主の状況（平成22年 6 月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	11,802	70.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	30.0
合 計		16,860	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

b. 運用方法

投資対象

欧州各国の国債を主要投資対象とします。

投資態度

- () ユーロ参加国を中心に欧州各国の信用度の高い国債を主要投資対象として、アクティブに運用します。
- () 投資対象証券は、シティグループ欧州世界国債インデックス採用国の国債を中心とし、原則として取得時においてBBB-（スタンダード・アンド・プアーズ）またはBaa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。
- () 運用にあたっては、インカムゲインを重視するとともに、シティグループ欧州世界国債インデックスの国別配分を参考とし、割安と考えられる国債の投資比率を上げることで、中長期的なトータルリターンの向上を目指します。
- () 国債への投資割合は、原則として高位とします。
- () 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- () 投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- （ ） 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限り、）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- （ ） 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．から１１．の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- ２０．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- ２１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２２．外国の者に対する権利で前記21．の有価証券の性質を有するもの

なお、前記 1 の証券ならびに証書、12 . および17 . の証券または証書のうち 1 の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2 . から 6 . までの証券ならびに12 . および17 . の証券または証書のうち 2 . から 6 . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13 . の証券および14 . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 1 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1 . 預金
- 2 . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3 . コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前記 5 . の権利の性質を有するもの

前記 1 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1 . から 6 . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

< 運用体制について >

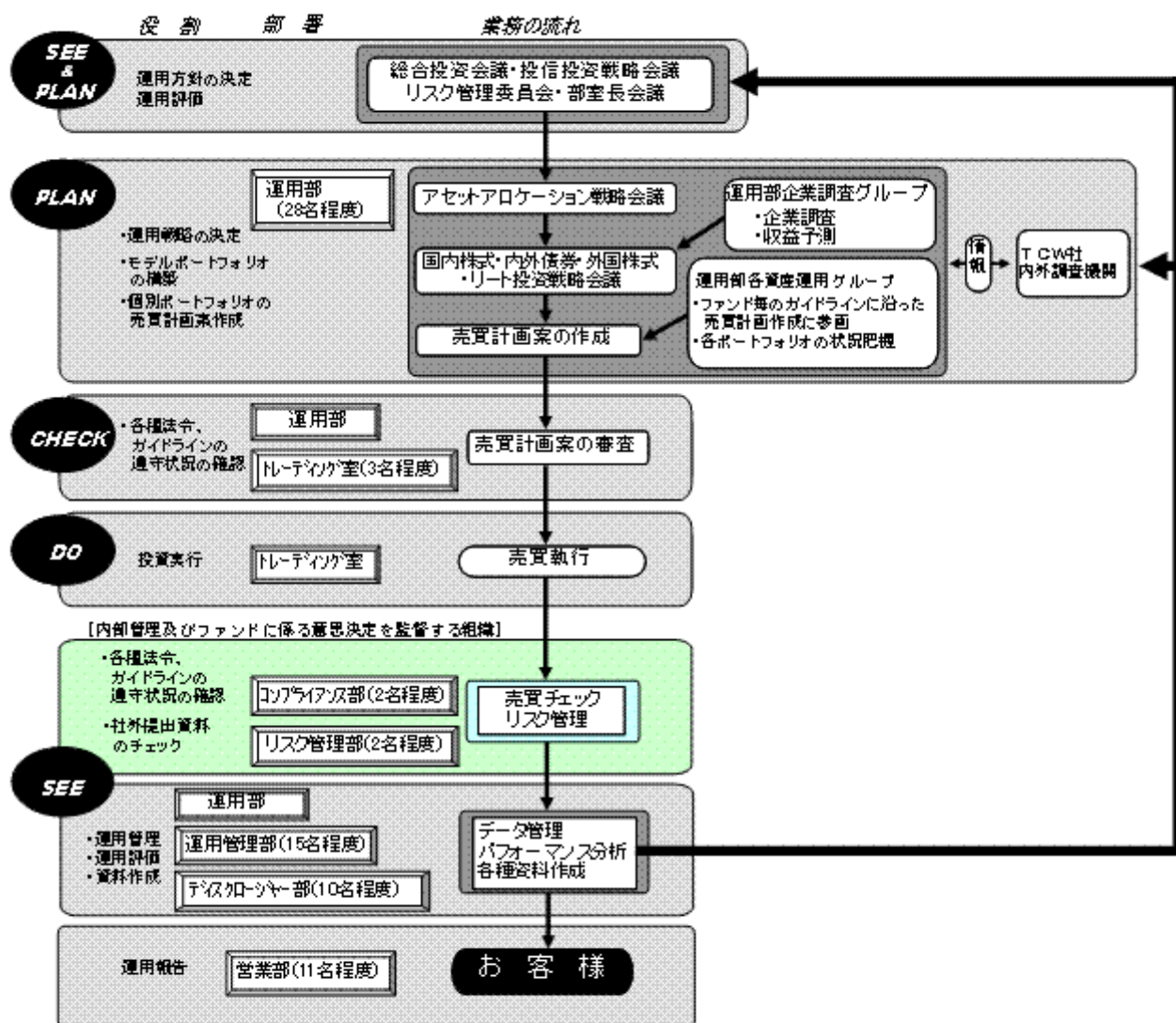
当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選定を含めた投資方針については、運用部の各運用資産グループにおける投資戦略会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、運用部が行っています。

< 社内内規等について >

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

< 当ファンドの運用の意思決定プロセス >



（注）上図は、平成22年6月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎月１日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。原則として、利子、配当収入等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

a．当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は信託財産の純資産総額の５％以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

投資する株式等の範囲

- （ ） 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- （ ） 前記（ ）の規定に関わらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- () 前記１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

（ ）前記（ ）および（ ）の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

当ファンドは値動きのある証券に投資をしますので基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

為替変動リスク

当ファンドでは、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。

なお、当ファンドでは外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

債券投資のリスク

当ファンドは債券を保有します。債券投資の主要なリスクは、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。これらのリスクのため、格付けや債券の性質等によって価格が変わります。

「金利変動リスク」とは、市場等における金利の変動により債券の価格が下落することをいいます。債券の価格は一般に、金利が上昇した場合は下落し、金利が低下した場合は上昇します。

「信用リスク」とは、債券の発行者が元本償還及び利払いを不履行あるいは遅延すること等をいいます。主として、財務体質の強さと支払余力が信用リスクに影響する要因です。また、担保や信用補完がなかったり、不十分であることも、その信用リスクに影響します。債券の信用リスクは、償還までの間、変わることがあります。格付機関によって格付けされた債券は、たびたび見直しをされ格下げになることもあります。

「流動性リスク」とは、市況等や債券の発行者の財務状態等の影響による債券の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で債券を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。債券の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。

外国証券投資のリスク

外国証券への投資は、国内投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。

例えば、投資対象国・地域の政治・経済情勢の変化、外国為替・外国投資規制、税制の変更、日本と異なる法律制度等があります。

また、金融危機的状況の発生、休日制度や取引慣行の変更等により、売却代金の受け渡しに遅延等が発生した場合等は、当ファンドのポートフォリオの流動性が損なわれ、当ファンドの解約代金の支払い等に影響を与える可能性もあります。

なお、外国証券への投資は、売買コストや証券保管のためのカストディアンコスト等が余計にかかるため、国内の証券への投資よりも高コストになる場合もあります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済情勢の急変または投資対象国における天災地変、政変、戦争または政策の変更等の諸事情により閉鎖されること等があります。また、金融危機的状況が発生した場合等には、市場が機能不全に陥り、十分な流動性の下で売買を行うことができない場合や、実質的な取引停止状態となることもあります。これらにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落や、申込み・解約の受付中止等につながることがあります。

コール・ローン等の相手先に関するリスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

収益分配金と基準価額に関わる留意点

収益分配金は投資信託財産から支払われることから、収益分配金支払い後の投資信託財産は減少することとなるため、収益分配金の支払いは、ファンドの基準価額が下落する要因になります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社の取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

運用に関わる留意点

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

投資対象資産の組入割合に関わる留意点

当ファンドにおいて短期間に大量の追加設定や解約が発生した場合、市況の急激な変動が予想される場合、分配金あるいは償還金の準備をする必要がある場合又は、信託財産の規模によっては、投資対象資産の組入割合が低下する場合があります。

ご解約に伴う売却価格に関わる留意点

ご解約のお申込みがあった場合、解約資金を手当てするために、投資対象資産を売却する必要性が生じる場合があります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げることがあります。また、金融危機的状況等により市場の流動性が著しく低下している場合等にも、当初期待した価格では売却できない場合があり、結果として基準価額が下落する要因となります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.1%

(3)【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時期	項目		費用・税金		
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し年率1.1025%（税抜1.05%）		
		信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
			年率0.525% （税抜0.50%）	年率0.525% （税抜0.50%）	年率0.0525% （税抜0.05%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1025%（税抜1.05%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.0042%（税抜0.0040%））を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

（注１） 個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

（注２） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年7月15日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	フランス	1,550,379,716	20.56
	イタリア	1,420,077,579	18.83
	ドイツ	1,159,905,954	15.38
	イギリス	1,134,786,775	15.05
	ベルギー	992,499,729	13.16
	スペイン	329,707,005	4.37
	ポーランド	238,942,091	3.17
	デンマーク	224,211,333	2.97
	スウェーデン	214,260,511	2.84
	オーストリア	33,084,015	0.44
小計		7,297,854,708	96.76
現金及びその他の資産（負債控除後）		244,537,179	3.24
合計(純資産総額)		7,542,391,887	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 時価合計（円）については、平成22年7月15日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

平成22年7月15日現在

順位	発行地	銘柄名	債券種類	額面	通貨	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（％）	償還日	投資比率（％）
1	イギリス	TSY 8% 2013	国債証券	5,243,000	イギリス・ポンド	16,261	852,581,190	16,217	850,247,727	8.00	2013/9/27	11.27
2	イタリア	BTPS 9 11/01/23	国債証券	4,295,000	ユーロ	16,207	696,095,804	16,124	692,545,475	9.00	2023/11/1	9.18
3	ドイツ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	4,245,000	ユーロ	16,164	686,178,230	16,072	682,264,530	6.50	2027/7/4	9.05
4	フランス	FRTR 8.5 10/25/19	国債証券	4,100,000	ユーロ	16,349	670,327,493	16,392	672,084,143	8.50	2019/10/25	8.91
5	ベルギー	BGB 8% 12/24/2012	国債証券	4,865,000	ユーロ	13,041	634,447,935	13,048	634,775,330	8.00	2012/12/24	8.42
6	フランス	FRTR 8.5 12/26/12	国債証券	4,500,000	ユーロ	13,304	598,663,534	13,248	596,160,122	8.50	2012/12/26	7.90
7	ベルギー	BGB 8% 03/28/2015	国債証券	2,239,000	ユーロ	14,069	315,007,733	14,130	316,368,837	8.00	2015/3/28	4.19
8	ドイツ	DBR 5 07/04/12	国債証券	2,530,000	ユーロ	12,197	308,588,545	12,135	307,027,838	5.00	2012/7/4	4.07
9	イタリア	BTPS 5 08/01/34	国債証券	2,420,000	ユーロ	11,274	272,835,907	11,218	271,467,914	5.00	2034/8/1	3.60
10	デンマーク	DGB 6% 11/15/11	国債証券	13,950,000	デンマーク・クローネ	1,613	225,074,217	1,607	224,211,333	6.00	2011/11/15	2.97
11	イギリス	TREASURY 8.75	国債証券	1,150,000	イギリス・ポンド	18,659	214,577,117	18,616	214,086,943	8.75	2017/8/25	2.84
12	ポーランド	POLAND GOVT BOND 5.75	国債証券	7,600,000	ポーランド・ズロチ	2,690	204,454,446	2,709	205,876,680	5.75	2022/9/23	2.73
13	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25%	国債証券	1,545,000	ユーロ	12,344	190,709,495	12,374	191,179,103	5.25	2017/8/1	2.53
14	ドイツ	BUNDESREPUB. DEU TSCHLAND 31/1	国債証券	1,150,000	ユーロ	14,920	171,575,807	14,836	170,613,586	5.50	2031/1/4	2.26

順位	発行地	銘柄名	債券種類	額面	通貨	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還日	投資比率(%)
15	スペイン	SPGB 8.7 02/28/12	国債証券	1,370,000	ユーロ	12,294	168,431,995	12,319	168,773,119	8.70	2012/2/28	2.24
16	フランス	FRTR 4.75 04/25/35	国債証券	1,250,000	ユーロ	13,174	164,680,322	13,350	166,878,658	4.75	2035/4/25	2.21
17	イタリア	BUONI POLIENNAL31/05	国債証券	1,075,000	ユーロ	12,585	135,284,195	12,524	134,635,518	6.00	2031/5/1	1.79
18	スウェーデン	SWEDISH GOVERNMENT	国債証券	10,290,000	スウェーデン・クローナ	1,233	126,856,128	1,230	126,606,508	5.25	2011/3/15	1.68
19	スペイン	SPANISH GOVT 5.5	国債証券	1,010,000	ユーロ	11,973	120,928,108	12,071	121,921,588	5.50	2017/7/30	1.62
20	イタリア	BTPS 5.75 2/1/2033	国債証券	740,000	ユーロ	12,250	90,650,022	12,188	90,191,041	5.75	2033/2/1	1.20
21	フランス	FRANCE(GOVT OF) 4.0% 04/25/55	国債証券	710,000	ユーロ	11,997	85,176,099	12,251	86,981,392	4.00	2055/4/25	1.15
22	スウェーデン	Swedish Govt Bond	国債証券	5,420,000	スウェーデン・クローナ	1,445	78,336,162	1,441	78,093,926	5.00	2020/12/1	1.04
23	イギリス	UK TREASURY 6.0	国債証券	280,000	イギリス・ポンド	16,907	47,338,472	16,822	47,101,284	6.00	2028/12/7	0.62
24	ベルギー	BGB 5.75 09/28/10	国債証券	365,000	ユーロ	11,353	41,438,667	11,330	41,355,562	5.75	2010/9/28	0.55
25	スペイン	SPGB 4.2 01/31/37	国債証券	420,000	ユーロ	9,368	39,347,231	9,289	39,012,299	4.20	2037/1/31	0.52
26	オーストリア	REP OF AUSTRIA 6.25	国債証券	220,000	ユーロ	14,973	32,940,405	15,038	33,084,015	6.25	2027/7/15	0.44
27	ポーランド	POLAND GOV'T BOND 6.25% 10/24/2015	国債証券	1,160,000	ポーランド・ズロチ	2,849	33,046,577	2,850	33,065,412	6.25	2015/10/24	0.44
28	イタリア	BTPS 4.25%	国債証券	220,000	ユーロ	11,837	26,041,219	11,861	26,095,011	4.25	2014/8/1	0.35
29	イギリス	TREASURY 8.0	国債証券	123,000	イギリス・ポンド	19,072	23,458,322	18,984	23,350,821	8.00	2021/6/7	0.31
30	フランス	FRANCE (GOVT OF) 5.0% 10/25/16	国債証券	140,000	ユーロ	12,986	18,180,710	12,998	18,197,511	5.00	2016/10/25	0.24

(注1) 外貨建証券の評価金額は、平成22年7月15日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注3) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成22年7月15日現在

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	96.76
合計	96.76

(注) 投資比率はファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年7月15日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち(円)	分配付き(円)
第1期末 (平成17年1月4日)	9,817	9,817	2,156,408,413	2,156,408,413
第2期末 (平成17年2月1日)	9,696	9,696	2,384,426,255	2,384,426,255
第3期末 (平成17年3月1日)	9,820	9,857	2,785,057,294	2,795,550,616
第4期末 (平成17年4月1日)	9,910	9,947	3,871,633,612	3,886,088,138
第5期末 (平成17年5月2日)	9,740	9,777	4,387,616,529	4,404,284,476
第6期末 (平成17年6月1日)	9,677	9,714	4,832,506,836	4,850,984,598
第7期末 (平成17年7月1日)	9,785	9,822	5,500,716,416	5,521,516,270
第8期末 (平成17年8月1日)	9,843	9,880	6,244,065,739	6,267,536,634
第9期末 (平成17年9月1日)	9,918	9,955	6,974,863,869	7,000,884,919
第10期末 (平成17年10月3日)	9,865	9,902	8,090,528,653	8,120,874,725
第11期末 (平成17年11月1日)	9,956	9,993	9,463,586,428	9,498,757,782
第12期末 (平成17年12月1日)	10,010	10,047	10,499,032,157	10,537,840,521
第13期末 (平成18年1月4日)	9,950	9,987	11,146,681,052	11,188,128,994
第14期末 (平成18年2月1日)	10,063	10,100	11,604,672,117	11,647,339,371
第15期末 (平成18年3月1日)	9,743	9,780	11,569,614,347	11,613,552,971
第16期末 (平成18年4月3日)	9,833	9,870	12,121,205,854	12,166,815,000
第17期末 (平成18年5月1日)	9,763	9,800	12,374,475,223	12,421,371,005
第18期末 (平成18年6月1日)	9,783	9,820	12,518,297,024	12,565,640,761
第19期末 (平成18年7月3日)	9,855	9,892	12,578,445,951	12,625,670,110
第20期末 (平成18年8月1日)	9,932	9,969	12,762,292,122	12,809,835,808
第21期末 (平成18年9月1日)	10,312	10,349	13,215,786,160	13,263,205,553
第22期末 (平成18年10月2日)	10,292	10,329	12,937,018,147	12,983,525,066
第23期末 (平成18年11月1日)	10,274	10,311	12,933,458,611	12,980,036,679
第24期末 (平成18年12月1日)	10,560	10,597	13,269,330,328	13,315,821,386
第25期末 (平成19年1月4日)	10,637	10,679	13,148,317,855	13,200,235,448
第26期末 (平成19年2月1日)	10,565	10,607	13,146,948,888	13,199,214,993
第27期末 (平成19年3月1日)	10,581	10,623	13,059,711,190	13,111,549,331
第28期末 (平成19年4月2日)	10,483	10,525	13,012,721,363	13,064,858,733
第29期末 (平成19年5月1日)	10,800	10,842	13,360,517,329	13,412,476,141
第30期末 (平成19年6月1日)	10,677	10,719	13,223,049,556	13,275,065,143
第31期末 (平成19年7月2日)	10,773	10,815	13,432,315,691	13,484,684,359
第32期末 (平成19年8月1日)	10,578	10,620	13,047,229,823	13,099,034,223
第33期末 (平成19年9月3日)	10,319	10,361	12,708,642,662	12,760,366,920
第34期末 (平成19年10月1日)	10,648	10,690	13,116,770,111	13,168,506,820
第35期末 (平成19年11月1日)	10,901	10,943	13,431,522,691	13,483,271,936
第36期末 (平成19年12月3日)	10,574	10,616	12,743,170,401	12,793,787,486

	1 万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち(円)	分配付き(円)
第37期末 (平成20年 1 月 4 日)	10,429	10,471	12,538,966,530	12,589,464,024
第38期末 (平成20年 2 月 1 日)	10,351	10,393	12,378,812,744	12,429,038,610
第39期末 (平成20年 3 月 3 日)	10,218	10,260	12,188,831,687	12,238,930,647
第40期末 (平成20年 4 月 1 日)	10,137	10,179	11,972,303,141	12,021,909,604
第41期末 (平成20年 5 月 1 日)	10,343	10,385	12,198,712,270	12,248,246,803
第42期末 (平成20年 6 月 2 日)	10,247	10,289	12,025,598,945	12,074,886,633
第43期末 (平成20年 7 月 1 日)	10,303	10,345	12,005,046,919	12,053,984,257
第44期末 (平成20年 8 月 1 日)	10,528	10,570	12,153,690,501	12,202,175,063
第45期末 (平成20年 9 月 1 日)	10,019	10,061	11,427,535,546	11,475,441,423
第46期末 (平成20年10月 1 日)	9,483	9,525	10,696,017,913	10,743,390,391
第47期末 (平成20年11月 4 日)	7,897	7,939	8,786,770,811	8,833,504,914
第48期末 (平成20年12月 1 日)	7,805	7,847	8,667,176,140	8,713,814,458
第49期末 (平成21年 1 月 5 日)	8,226	8,268	9,093,908,056	9,140,337,010
第50期末 (平成21年 2 月 2 日)	7,247	7,289	8,000,694,702	8,047,063,812
第51期末 (平成21年 3 月 2 日)	7,730	7,772	8,503,911,707	8,550,118,796
第52期末 (平成21年 4 月 1 日)	8,256	8,298	9,072,185,199	9,118,335,511
第53期末 (平成21年 5 月 1 日)	8,359	8,401	9,164,938,975	9,210,990,494
第54期末 (平成21年 6 月 1 日)	8,395	8,437	9,188,734,588	9,234,705,614
第55期末 (平成21年 7 月 1 日)	8,521	8,563	9,287,774,957	9,333,551,933
第56期末 (平成21年 8 月 3 日)	8,626	8,676	9,392,442,818	9,446,885,817
第57期末 (平成21年 9 月 1 日)	8,487	8,537	9,237,457,078	9,291,880,692
第58期末 (平成21年10月 1 日)	8,334	8,384	9,088,243,362	9,142,767,903
第59期末 (平成21年11月 2 日)	8,377	8,427	9,150,341,933	9,204,959,642
第60期末 (平成21年12月 1 日)	8,173	8,223	8,965,833,909	9,020,682,922
第61期末 (平成22年 1 月 4 日)	8,302	8,352	9,103,216,116	9,158,044,806
第62期末 (平成22年 2 月 1 日)	7,867	7,917	8,621,296,077	8,676,090,387
第63期末 (平成22年 3 月 1 日)	7,627	7,677	8,329,317,890	8,383,923,549
第64期末 (平成22年 4 月 1 日)	7,952	8,002	8,635,091,227	8,689,385,590
第65期末 (平成22年 5 月 6 日)	7,598	7,648	8,226,257,198	8,280,390,518
第66期末 (平成22年 6 月 1 日)	7,054	7,104	7,614,293,998	7,668,266,483
平成21年 7 月末	8,578	-	9,340,510,236	-
8 月末	8,508	-	9,269,276,748	-
9 月末	8,402	-	9,161,701,960	-
10月末	8,569	-	9,360,816,724	-
11月末	8,244	-	9,038,709,471	-
12月末	8,284	-	9,085,588,624	-
平成22年 1 月末	7,883	-	8,635,738,415	-
2 月末	7,654	-	8,357,218,395	-
3 月末	7,894	-	8,581,289,093	-

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち （円）	分配付き （円）	分配落ち（円）	分配付き（円）
4月末	7,874	-	8,525,398,462	-
5月末	7,144	-	7,712,044,460	-
6月末	6,853	-	7,331,726,664	-
7月15日	7,064	-	7,542,391,887	-

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成16年12月15日 至 平成17年1月4日	0
第2期	自 平成17年1月5日 至 平成17年2月1日	0
第3期	自 平成17年2月2日 至 平成17年3月1日	37
第4期	自 平成17年3月2日 至 平成17年4月1日	37
第5期	自 平成17年4月2日 至 平成17年5月2日	37
第6期	自 平成17年5月3日 至 平成17年6月1日	37
第7期	自 平成17年6月2日 至 平成17年7月1日	37
第8期	自 平成17年7月2日 至 平成17年8月1日	37
第9期	自 平成17年8月2日 至 平成17年9月1日	37
第10期	自 平成17年9月2日 至 平成17年10月3日	37
第11期	自 平成17年10月4日 至 平成17年11月1日	37
第12期	自 平成17年11月2日 至 平成17年12月1日	37
第13期	自 平成17年12月2日 至 平成18年1月4日	37
第14期	自 平成18年1月5日 至 平成18年2月1日	37
第15期	自 平成18年2月2日 至 平成18年3月1日	37
第16期	自 平成18年3月2日 至 平成18年4月3日	37
第17期	自 平成18年4月4日 至 平成18年5月1日	37
第18期	自 平成18年5月2日 至 平成18年6月1日	37

期間		1 万口当たりの分配金（円）
第19期	自 平成18年 6 月 2 日 至 平成18年 7 月 3 日	37
第20期	自 平成18年 7 月 4 日 至 平成18年 8 月 1 日	37
第21期	自 平成18年 8 月 2 日 至 平成18年 9 月 1 日	37
第22期	自 平成18年 9 月 2 日 至 平成18年10月 2 日	37
第23期	自 平成18年10月 3 日 至 平成18年11月 1 日	37
第24期	自 平成18年11月 2 日 至 平成18年12月 1 日	37
第25期	自 平成18年12月 2 日 至 平成19年 1 月 4 日	42
第26期	自 平成19年 1 月 5 日 至 平成19年 2 月 1 日	42
第27期	自 平成19年 2 月 2 日 至 平成19年 3 月 1 日	42
第28期	自 平成19年 3 月 2 日 至 平成19年 4 月 2 日	42
第29期	自 平成19年 4 月 3 日 至 平成19年 5 月 1 日	42
第30期	自 平成19年 5 月 2 日 至 平成19年 6 月 1 日	42
第31期	自 平成19年 6 月 2 日 至 平成19年 7 月 2 日	42
第32期	自 平成19年 7 月 3 日 至 平成19年 8 月 1 日	42
第33期	自 平成19年 8 月 2 日 至 平成19年 9 月 3 日	42
第34期	自 平成19年 9 月 4 日 至 平成19年10月 1 日	42
第35期	自 平成19年10月 2 日 至 平成19年11月 1 日	42
第36期	自 平成19年11月 2 日 至 平成19年12月 3 日	42
第37期	自 平成19年12月 4 日 至 平成20年 1 月 4 日	42
第38期	自 平成20年 1 月 5 日 至 平成20年 2 月 1 日	42
第39期	自 平成20年 2 月 2 日 至 平成20年 3 月 3 日	42
第40期	自 平成20年 3 月 4 日 至 平成20年 4 月 1 日	42
第41期	自 平成20年 4 月 2 日 至 平成20年 5 月 1 日	42

期間		1 万口当たりの分配金（円）
第42期	自 平成20年 5 月 2 日 至 平成20年 6 月 2 日	42
第43期	自 平成20年 6 月 3 日 至 平成20年 7 月 1 日	42
第44期	自 平成20年 7 月 2 日 至 平成20年 8 月 1 日	42
第45期	自 平成20年 8 月 2 日 至 平成20年 9 月 1 日	42
第46期	自 平成20年 9 月 2 日 至 平成20年10月 1 日	42
第47期	自 平成20年10月 2 日 至 平成20年11月 4 日	42
第48期	自 平成20年11月 5 日 至 平成20年12月 1 日	42
第49期	自 平成20年12月 2 日 至 平成21年 1 月 5 日	42
第50期	自 平成21年 1 月 6 日 至 平成21年 2 月 2 日	42
第51期	自 平成21年 2 月 3 日 至 平成21年 3 月 2 日	42
第52期	自 平成21年 3 月 3 日 至 平成21年 4 月 1 日	42
第53期	自 平成21年 4 月 2 日 至 平成21年 5 月 1 日	42
第54期	自 平成21年 5 月 2 日 至 平成21年 6 月 1 日	42
第55期	自 平成21年 6 月 2 日 至 平成21年 7 月 1 日	42
第56期	自 平成21年 7 月 2 日 至 平成21年 8 月 3 日	50
第57期	自 平成21年 8 月 4 日 至 平成21年 9 月 1 日	50
第58期	自 平成21年 9 月 2 日 至 平成21年10月 1 日	50
第59期	自 平成21年10月 2 日 至 平成21年11月 2 日	50
第60期	自 平成21年11月 3 日 至 平成21年12月 1 日	50
第61期	自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 1 月 4 日	50
第62期	自 平成22年 1 月 5 日 至 平成22年 2 月 1 日	50
第63期	自 平成22年 2 月 2 日 至 平成22年 3 月 1 日	50
第64期	自 平成22年 3 月 2 日 至 平成22年 4 月 1 日	50

期間		1万口当たりの分配金（円）
第65期	自 平成22年4月2日 至 平成22年5月6日	50
第66期	自 平成22年5月7日 至 平成22年6月1日	50

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	1.83
第2期	1.23
第3期	1.66
第4期	1.29
第5期	1.34
第6期	0.27
第7期	1.50
第8期	0.97
第9期	1.14
第10期	0.16
第11期	1.30
第12期	0.91
第13期	0.23
第14期	1.51
第15期	2.81
第16期	1.30
第17期	0.34
第18期	0.58
第19期	1.11
第20期	1.16
第21期	4.20
第22期	0.16
第23期	0.18
第24期	3.14
第25期	1.13
第26期	0.28
第27期	0.55
第28期	0.53
第29期	3.42
第30期	0.75
第31期	1.29
第32期	1.42
第33期	2.05
第34期	3.60

	収益率（％）
第35期	2.77
第36期	2.61
第37期	0.97
第38期	0.35
第39期	0.88
第40期	0.38
第41期	2.45
第42期	0.52
第43期	0.96
第44期	2.59
第45期	4.44
第46期	4.93
第47期	16.28
第48期	0.63
第49期	5.93
第50期	11.39
第51期	7.24
第52期	7.35
第53期	1.76
第54期	0.93
第55期	2.00
第56期	1.82
第57期	1.03
第58期	1.21
第59期	1.12
第60期	1.84
第61期	2.19
第62期	4.64
第63期	2.42
第64期	4.92
第65期	3.82
第66期	6.50

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成16年12月15日）から第66期末（平成22年６月１日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	2,196,592,132	0
第２期	263,587,279	984,495
第３期	378,138,201	1,300,000
第４期	1,071,595,739	1,000,000
第５期	652,094,736	53,872,841
第６期	497,433,701	8,294,675
第７期	640,945,868	13,353,362
第８期	724,462,728	2,559,785
第９期	698,334,963	9,103,709
第10期	1,182,001,974	13,077,221
第11期	1,338,205,586	34,075,227
第12期	1,041,756,045	58,780,588
第13期	813,670,097	100,270,530
第14期	386,952,059	57,408,385
第15期	390,374,663	46,760,907
第16期	510,239,956	58,747,519
第17期	453,588,821	105,849,498
第18期	170,224,275	49,155,227
第19期	131,322,309	163,640,769
第20期	183,557,686	97,198,950
第21期	189,078,634	222,671,386
第22期	173,331,078	419,945,644
第23期	163,010,596	143,781,204
第24期	153,682,839	177,199,053
第25期	119,042,712	322,861,921
第26期	211,753,266	128,774,110
第27期	138,141,872	240,038,050
第28期	178,608,800	107,363,822
第29期	120,082,528	162,596,423
第30期	145,628,960	132,111,103
第31期	177,261,538	93,194,639
第32期	51,368,547	185,718,146
第33期	73,541,960	92,623,361
第34期	103,691,227	100,726,752
第35期	68,058,482	65,073,598
第36期	46,160,603	315,722,546
第37期	65,210,904	93,684,973

	設定口数（口）	解約口数（口）
第38期	87,316,935	151,990,147
第39期	29,119,281	59,334,971
第40期	24,537,665	141,799,036
第41期	57,579,837	74,705,926
第42期	23,161,256	81,933,798
第43期	26,656,977	110,073,858
第44期	32,397,555	140,201,147
第45期	37,064,732	174,846,983
第46期	45,678,139	172,677,859
第47期	23,749,997	175,744,158
第48期	13,090,129	35,896,015
第49期	17,992,674	67,841,273
第50期	13,213,232	27,461,895
第51期	23,569,358	62,145,646
第52期	30,066,022	43,584,492
第53期	8,512,563	32,034,697
第54期	19,302,159	38,466,979
第55期	15,391,644	61,594,094
第56期	17,344,940	28,025,231
第57期	25,318,420	29,195,430
第58期	44,063,097	23,877,672
第59期	41,489,036	22,855,338
第60期	77,143,601	30,882,891
第61期	41,590,259	45,654,887
第62期	39,227,086	46,102,936
第63期	28,559,796	66,290,031
第64期	34,589,605	96,848,796
第65期	25,547,430	57,756,108
第66期	19,946,623	52,113,526

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （1）申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、英国証券取引所あるいはロンドンの銀行の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- （2）受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。原則として、一度お選びいただいたコースは途中で変更することができません。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- （3）当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- （4）お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （5）お申込単位は、一般コースでは、1円以上1円単位または1口以上1口単位または販売会社が定める単位です。自動けいぞく投資コースでは、1円以上1円単位または販売会社が定める単位です。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （6）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託

により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

（１） 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、英国証券取引所あるいはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後３時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

（２） 受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（３） 一部解約の価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第１ファンドの状況 ４.手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

（４） 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjam.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎月2日から翌月1日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める

とき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- () 委託会社は、前記()の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記()の信託契約の解約をしません。
- () 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第55条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は信託約款第55条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第55条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする

る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- （ ） 委託会社は、前記（ ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ） 前記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ） 前記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数2分の1を超えるときは、前記（ ）の信託約款の変更をしません。
- （ ） 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、当ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年6月2日から12月1日及び12月2日から翌年6月1日まで）に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年6月2日から12月1日及び12月2日から翌年6月1日まで）に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有しています。なお、英国証券取引所あるいはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受け付けないものとします。また、受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、平成21年6月2日から平成21年12月1日までの財務諸表については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、平成21年12月2日から平成22年6月1日までの財務諸表については内閣府令第50号改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、平成21年6月2日から平成21年12月1日までの財務諸表については内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、平成21年12月2日から平成22年6月1日までの財務諸表については内閣府令第35号改正後の投資信託財産計算規則に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成21年6月2日から平成21年12月1日まで及び平成21年12月2日から平成22年6月1日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

損保ジャパン欧州国債オープン（毎月分配型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年12月 1 日現在)	当期 (平成22年 6 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	62,027,066	628,170
コール・ローン	71,940,920	79,329,821
国債証券	8,664,209,972	7,422,478,826
未収利息	225,780,667	171,044,139
前払費用	3,228,492	2,039,702
その他未収収益	3,137,651	779,486
流動資産合計	9,030,324,768	7,676,300,144
資産合計	9,030,324,768	7,676,300,144
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	54,849,013	53,972,485
未払解約金	1,567,888	1,857,667
未払受託者報酬	383,430	293,051
未払委託者報酬	7,668,654	5,861,069
その他未払費用	21,874	21,874
流動負債合計	64,490,859	62,006,146
負債合計	64,490,859	62,006,146
純資産の部		
元本等		
元本	10,969,802,658	10,794,497,173
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,003,968,749	3,180,203,175
純資産合計	8,965,833,909	7,614,293,998
負債純資産合計	9,030,324,768	7,676,300,144

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成21年 6 月 2 日 至 平成21年12月 1 日	当期 自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 6 月 1 日
営業収益		
受取利息	259,629,530	238,986,688
有価証券売買等損益	197,566,110	46,163,434
為替差損益	331,150,880	1,126,852,041
その他収益	2,383,233	2,263,077
営業収益合計	128,427,993	839,438,842
営業費用		
受託者報酬	2,435,026	2,246,415
委託者報酬	48,701,173	44,929,074
その他費用	1,890,586	2,284,576
営業費用合計	53,026,785	49,460,065
営業利益又は営業損失（ ）	75,401,208	888,898,907
経常利益又は経常損失（ ）	75,401,208	888,898,907
当期純利益又は当期純損失（ ）	75,401,208	888,898,907
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	712,199	1,334,053
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,756,747,988	2,003,968,749
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,623,527	77,904,080
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,623,527	77,904,080
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,898,445	39,944,825
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,898,445	39,944,825
分配金	318,634,852	326,628,827
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,003,968,749	3,180,203,175

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成21年 6 月 2 日 至 平成21年12月 1 日	当期 自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 6 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として価格提供会社の提供する価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

	前期 (平成21年12月1日現在)	当期 (平成22年6月1日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	10,969,802,658口	10,794,497,173口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 2,003,968,749円	元本の欠損 3,180,203,175円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.8173円 (1万口当たり純資産額 8,173円)	1口当たり純資産額 0.7054円 (1万口当たり純資産額 7,054円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成21年6月2日 至 平成21年12月1日	当期 自 平成21年12月2日 至 平成22年6月1日
1. 分配金の計算過程 平成21年6月2日から平成21年7月1日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（42,135,469円）、収益調整金（315,438,083円）及び分配準備積立金（904,054,131円）を対象収益（1,261,627,683円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から42,135,469円、分配準備積立金から3,641,507円の合計45,776,976円（1万口当り42円）を分配に充てることに決定しました。 平成21年7月2日から平成21年8月3日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（45,931,170円）、収益調整金（316,588,875円）及び分配準備積立金（898,120,881円）を対象収益（1,260,640,926円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から45,931,170円、分配準備積立金から8,511,829円の合計54,442,999円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。	1. 分配金の計算過程 平成21年12月2日から平成22年1月4日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（46,109,392円）、収益調整金（336,845,433円）及び分配準備積立金（799,063,565円）を対象収益（1,182,018,390円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から46,109,392円、分配準備積立金から8,719,298円の合計54,828,690円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。 平成22年1月5日から平成22年2月1日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（30,383,949円）、収益調整金（339,522,945円）及び分配準備積立金（787,059,972円）を対象収益（1,156,966,866円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から30,383,949円、分配準備積立金から24,410,361円の合計54,794,310円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。

前期 自 平成21年 6 月 2 日 至 平成21年12月 1 日	当期 自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 6 月 1 日
平成21年 8 月 4 日から平成21年 9 月 1 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（33,348,533円）、収益調整金（318,577,320円）及び分配準備積立金（887,251,727円）を対象収益（1,239,177,580円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から33,348,533円、分配準備積立金から21,075,081円の合計54,423,614円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。	平成22年 2 月 2 日から平成22年 3 月 1 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（28,805,157円）、収益調整金（340,368,873円）及び分配準備積立金（758,093,992円）を対象収益（1,127,268,022円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から28,805,157円、分配準備積立金から25,800,502円の合計54,605,659円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。
平成21年 9 月 2 日から平成21年10月 1 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（33,083,318円）、収益調整金（322,732,600円）及び分配準備積立金（864,299,581円）を対象収益（1,220,115,499円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から33,083,318円、分配準備積立金から21,441,223円の合計54,524,541円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。	平成22年 3 月 2 日から平成22年 4 月 1 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（41,203,573円）、収益調整金（340,760,556円）及び分配準備積立金（725,880,011円）を対象収益（1,107,844,140円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から41,203,573円、分配準備積立金から13,090,790円の合計54,294,363円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。
平成21年10月 2 日から平成21年11月 2 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（41,704,876円）、収益調整金（326,554,961円）及び分配準備積立金（841,111,561円）を対象収益（1,209,371,398円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から41,704,876円、分配準備積立金から12,912,833円の合計54,617,709円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。	平成22年 4 月 2 日から平成22年 5 月 6 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（35,385,813円）、収益調整金（341,454,003円）及び分配準備積立金（709,047,291円）を対象収益（1,085,887,107円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から35,385,813円、分配準備積立金から18,747,507円の合計54,133,320円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。
平成21年11月 3 日から平成21年12月 1 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（31,326,071円）、収益調整金（333,895,165円）及び分配準備積立金（825,885,430円）を対象収益（1,191,106,666円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から31,326,071円、分配準備積立金から23,522,942円の合計54,849,013円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。	平成22年 5 月 7 日から平成22年 6 月 1 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（24,375,668円）、収益調整金（341,719,524円）及び分配準備積立金（687,016,025円）を対象収益（1,053,111,217円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から24,375,668円、分配準備積立金から29,596,817円の合計53,972,485円（1万口当り50円）を分配に充てることに決定しました。

（金融商品に関する注記）

	前期 自 平成21年 6 月 2 日 至 平成21年12月 1 日	当期 自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 6 月 1 日
1. 金融商品の状況に関する事項	_____ _____ _____	(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 (2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク・為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をリスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。

	前期 自 平成21年 6 月 2 日 至 平成21年12月 1 日	当期 自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 6 月 1 日
2. 金融商品の時価等に関する事項	_____ _____ _____	また、内部監査室が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 (4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (1)貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2)時価の算定方法 国債証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (平成21年12月 1 日現在)	当期 (平成22年 6 月 1 日現在)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	前期 自 平成21年 6 月 2 日 至 平成21年12月 1 日	当期 自 平成21年12月 2 日 至 平成22年 6 月 1 日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	10,945,482,576円	10,969,802,658円
期中追加設定元本額	220,750,738円	189,460,799円
期中解約元本額	196,430,656円	364,766,284円

（有価証券関係）

前期（自平成21年 6 月 2 日 至平成21年12月 1 日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	8,664,209,972	30,467,719
合計	8,664,209,972	30,467,719

当期（自平成21年12月 2 日 至平成22年 6 月 1 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	33,283,098
合計	33,283,098

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

() 株式

該当事項はございません。

() 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成22年 6 月 1 日現在

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
イギリス・ポンド	国債証券	TSY 8% 2013	5,243,000	6,332,705.12	-
	国債証券	UK TREASURY 6.0	280,000	346,396.40	-
	国債証券	TREASURY 8.0	123,000	171,600.99	-
	国債証券	TREASURY 8.75	1,150,000	1,578,018.50	-
イギリス・ポンド 通貨計			6,796,000	8,428,721.01	-
				(1,109,135,398円)	-
スウェーデン・クローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	10,290,000	10,666,099.50	-
	国債証券	Swedish Govt Bond	5,420,000	6,580,530.40	-
	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 6.75% 05/05/14	680,000	807,268.80	-
スウェーデン・クローナ 通貨計			16,390,000	18,053,898.70	-
				(209,064,147円)	-
デンマーク・クローネ	国債証券	DGB 6% 11/15/11	13,950,000	15,043,819.50	-
デンマーク・クローネ 通貨計			13,950,000	15,043,819.50	-
				(225,205,978円)	-
ポーランド・ズロチ	国債証券	POLAND GOV'T BOND 6.25% 10/24/2015	1,160,000	1,208,546.00	-
	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.75	7,600,000	7,528,028.00	-
ポーランド・ズロチ 通貨計			8,760,000	8,736,574.00	-
				(239,993,688円)	-
ユーロ	国債証券	BUONI POLIENNAL31/05	1,075,000	1,219,437.00	-
	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND 31/1	1,150,000	1,517,448.00	-
	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,245,000	6,074,510.10	-
	国債証券	DBR 5 07/04/12	2,530,000	2,764,429.80	-
	国債証券	FRTR 8.5 10/25/19	4,520,000	6,660,355.60	-
	国債証券	FRTR 4.75 04/25/35	1,550,000	1,835,866.50	-
	国債証券	BTPS 9 11/01/23	4,295,000	6,228,780.80	-
	国債証券	BTPS 5 08/01/34	2,420,000	2,451,363.20	-
	国債証券	BGB 5.75 09/28/10	365,000	371,340.05	-
	国債証券	SPGB 8.7 02/28/12	1,370,000	1,515,521.40	-
	国債証券	FRTR 8.5 12/26/12	4,800,000	5,750,880.00	-
	国債証券	BGB 8% 12/24/2012	4,865,000	5,713,212.75	-
	国債証券	SPGB 4.2 01/31/37	420,000	362,539.80	-
	国債証券	BTPS 5.75 2/1/2033	740,000	817,026.60	-
	国債証券	FRANCE(GOVT OF) 4.0% 04/25/55	710,000	766,011.90	-
	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25%	1,545,000	1,712,431.65	-
	国債証券	BTPS 4.25%	220,000	232,592.80	-
	国債証券	BGB 8% 03/28/2015	2,239,000	2,851,948.64	-
	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 5.0% 10/25/16	140,000	163,080.40	-
	国債証券	SPANISH GOVT 5.5	1,010,000	1,106,525.70	-
	国債証券	REP OF AUSTRIA 6.25	220,000	297,268.40	-
	国債証券	BTPS 5.25	120,000	125,910.00	-

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	国債証券	FRANCE O.A.T. 6.5	86,000	90,712.80	-
ユーロ 通貨計			40,635,000	50,629,193.89	-
				(5,639,079,615円)	-
ファンド計				(7,422,478,826円)	-

（注1）通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

（注2）外貨建有価証券の内訳

平成22年6月1日現在

通貨	銘柄数	組入債券時価比率(%)	合計額に対する比率 (%)
イギリス・ポンド	国債証券 4銘柄	14.57	14.94
スウェーデン・クローナ	国債証券 3銘柄	2.75	2.82
デンマーク・クローネ	国債証券 1銘柄	2.96	3.03
ポーランド・ズロチ	国債証券 2銘柄	3.15	3.23
ユーロ	国債証券 23銘柄	74.06	75.97
合計	33銘柄	97.48	100.00

（注1）組入債券時価比率は各通貨ごとの組入債券時価の純資産に対する比率です。

（注2）合計額に対する比率は、外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年7月15日現在

資産総額（円）	7,546,280,651
負債総額（円）	3,888,764
純資産総額（ - ）（円）	7,542,391,887
発行済数量（口）	10,677,683,921
1 単位当り純資産額（ / ）（円）	0.7064

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額 1,550百万円
会社が発行する株式の総数 23,440株
発行済株式総数 16,860株
最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

（2）会社の機構（本書提出日現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

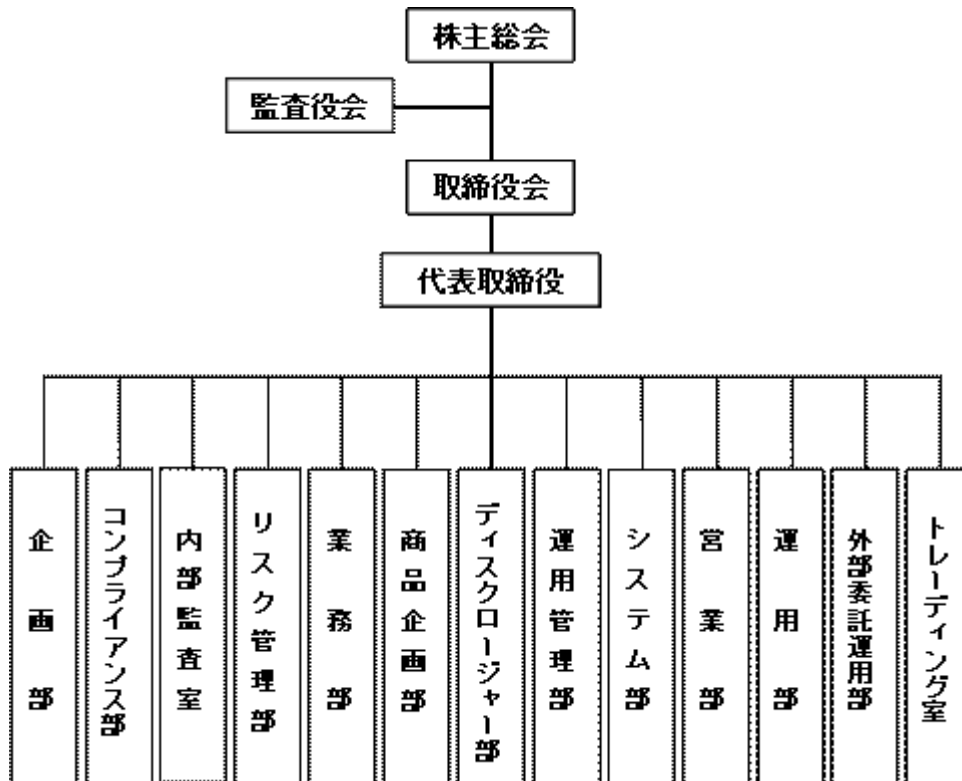
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

組織及び業務

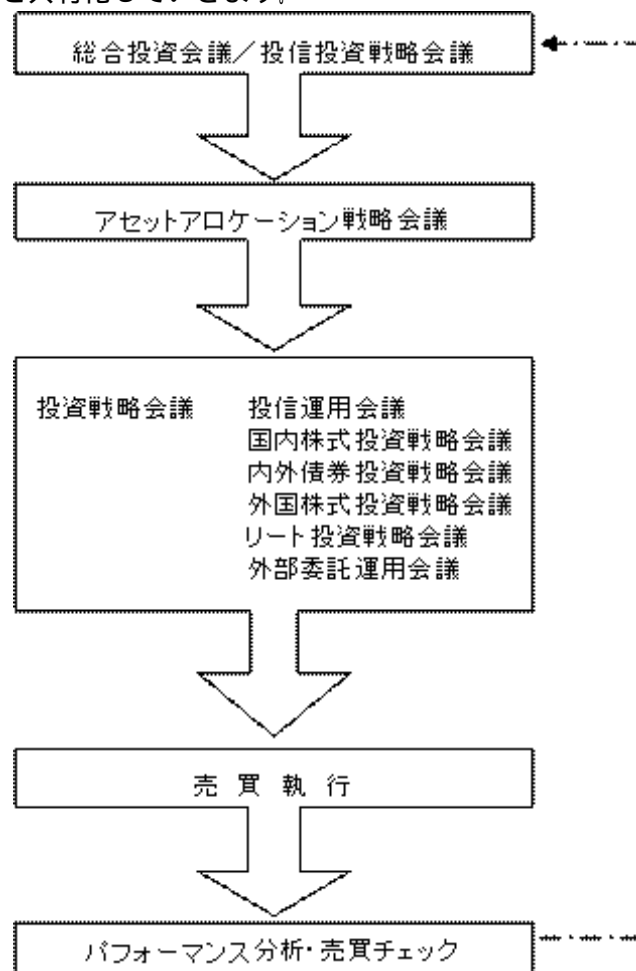


部 署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 組織及び制度の立案・総合調整 金融商品取引業に係る行政・協会対応の総合窓口
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する態勢の構築及び管理 法令・規則等の遵守に関する教育・研修、審査 法務に係わる調査、研究 法的事項に関する相談・助言
内部監査室	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
商品企画部	商品戦略の企画・立案 商品の開発・改廃の企画・立案 外部委託運用機関等対応の総合窓口
ディスクロージャー部	投資信託のディスクロージャー（法定開示・適時開示）に係る業務 投資顧問契約書等の作成に係る業務
運用管理部	投資－任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理 各資産クラスの投資計画の立案、審査、実行、評価、ポートフォリオの分析 投資理論・運用手法等の、調査、研究及び開発 投資顧問業務における、顧客対応、運用評価機関・ゲートキーパー対応 投資信託業務における、ファンド毎の運用計画の企画・立案、運用評価機関・ゲートキーパー対応
外部委託運用部	外部委託先への委託運用方針・計画の立案、実行及び管理 外部委託先への委託運用商品（年金向け商品及び投資信託等）の分析、評価 投資顧問業務に係る、外部委託の顧客ファンド毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、顧客対応、運用評価機関・ゲートキーパー対応 投資信託業務に係る、外部委託ファンド毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、実行、運用成果の評価・分析、運用評価機関・ゲートキーパー対応
トレーディング室	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行（取引証券会社等の選定基準等を含む）に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成22年6月末現在、計56本（追加型株式投資信託51本、単位型株式投資信託4本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は189,702百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2．財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表および当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成21年３月31日現在）		当事業年度 （平成22年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
１ 現金・預金			1,010,747		877,030
２ 前払費用			30,785		50,824
３ 未収還付法人税等			92,266		1,581
４ 未収委託者報酬			402,926		476,968
５ 未収運用受託報酬	* 2		127,905		134,196
６ 未収収益			118		-
７ その他			798		873
流動資産合計			1,665,549		1,541,475
固定資産					
１ 有形固定資産					
（１）建物	* 1		8,502		82,905
（２）器具備品	* 1		29,642		51,683
（３）建設仮勘定			799		-
有形固定資産合計			38,943		134,588
２ 無形固定資産					
（１）電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
３ 投資その他の資産					
（１）投資有価証券			20,632		19,525
（２）長期差入保証金			78,467		155,088
（３）その他			24		23
投資その他の資産合計			99,124		174,637
固定資産合計			142,603		313,761
資産合計			1,808,152		1,855,236

		前事業年度 （平成21年 3 月31日現在）		当事業年度 （平成22年 3 月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
1 預り金			5,566		4,849
2 未払金					
（1）未払手数料	* 2	176,259		212,825	
（2）その他未払金	* 2	72,625	248,885	55,836	268,661
3 未払費用			95,983		115,162
4 未払消費税等			-		2,553
5 未払法人税等			3,042		5,952
6 賞与引当金			83,517		77,031
流動負債合計			436,995		474,211
固定負債					
1 退職給付引当金			16,450		20,735
2 繰延税金負債			-		315
固定負債合計			16,450		21,050
負債合計			453,445		495,262
（純資産の部）					
株主資本					
1 資本金			1,200,000		1,550,000
2 資本剰余金					
（1）資本準備金			202,677		504,824
資本剰余金合計			202,677		504,824
3 利益剰余金					
（1）利益準備金			33,895		-
（2）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			81,748		695,310
利益剰余金合計			47,853		695,310
株主資本合計			1,354,824		1,359,514
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			117		460
評価・換算差額等合計			117		460
純資産合計			1,354,706		1,359,974
負債・純資産合計			1,808,152		1,855,236

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		2,162,148		1,981,466	
2 運用受託報酬	* 1	867,930		847,294	
3 募集販売手数料		2,363	3,032,441	-	2,828,761
営業費用					
1 支払手数料	* 1	968,261		905,690	
2 広告宣伝費		14,880		8,546	
3 公告費		1,150		1,105	
4 調査費		681,697		645,734	
(1) 調査費	* 1	308,676		311,467	
(2) 委託調査費	* 1	369,130		332,781	
(3) 図書費		3,889		1,485	
5 営業雑経費		136,659		105,417	
(1) 通信費		17,184		17,093	
(2) 印刷費		112,550		81,793	
(3) 諸会費		6,924	1,802,648	6,530	1,666,494
一般管理費					
1 給料		864,587		823,238	
(1) 役員報酬	* 2	28,399		27,399	
(2) 給料・手当		655,000		636,601	
(3) 賞与		181,186		159,237	
2 福利厚生費		101,200		100,145	
3 交際費		2,243		1,872	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		19,467		18,119	
6 法人事業税		6,314		5,590	
7 租税公課		1,869		4,707	
8 不動産賃借料		157,251		157,467	
9 退職給付費用		15,030		14,274	
10 賞与引当金繰入		83,517		77,031	

		前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		11,004		31,867	
12 移転費用		-		31,195	
13 諸経費	* 1	173,778	1,436,366	164,179	1,429,789
営業損失（ ）			206,573		267,522
営業外収益					
1 受取配当金		180		216	
2 受取利息		2,773		554	
3 為替差益		53		50	
4 雑益		133	3,140	3,379	4,200
営業外費用					
1 有価証券償還損		16		32	
2 雑損		33	50	157	190
経常損失（ ）			203,482		263,512
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	288		15,990	
2 臨時償却費	* 4	4,171		-	
3 その他特別損失	* 5	-	4,460	413,708	429,698
税引前当期純損失（ ）			207,943		693,211
法人税、住民税及び事業税			1,140		2,099
法人税等調整額			94,537		-
当期純損失（ ）			303,620		695,310

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
新株の発行	-	350,000
当期変動額合計	-	350,000
当期末残高	1,200,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
新株の発行	-	350,000
資本準備金からその他資本剰余金へ の振替	-	47,853
当期変動額合計	-	302,146
当期末残高	202,677	504,824
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金へ の振替	-	47,853
その他資本剰余金から繰越利益剰余 金への振替	-	47,853
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
新株の発行	-	350,000
その他資本剰余金から繰越利益剰余 金への振替	-	47,853
当期変動額合計	-	302,146
当期末残高	202,677	504,824

	前事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	32,416	33,895
当期変動額		
剰余金の配当	1,479	-
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	-	33,895
当期変動額合計	1,479	33,895
当期末残高	33,895	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	238,141	81,748
当期変動額		
剰余金の配当	16,269	-
当期純損失（　）	303,620	695,310
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	-	47,853
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	-	33,895
当期変動額合計	319,889	613,562
当期末残高	81,748	695,310
利益剰余金合計		
前期末残高	270,557	47,853
当期変動額		
剰余金の配当	14,790	-
当期純損失（　）	303,620	695,310
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	-	47,853
当期変動額合計	318,410	647,457
当期末残高	47,853	695,310
株主資本合計		
前期末残高	1,673,235	1,354,824
当期変動額		
新株の発行	-	700,000
剰余金の配当	14,790	-
当期純損失（　）	303,620	695,310
当期変動額合計	318,410	4,689
当期末残高	1,354,824	1,359,514

	前事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金		
前期末残高	10	117
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	127	577
当期変動額合計	127	577
当期末残高	117	460
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10	117
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	127	577
当期変動額合計	127	577
当期末残高	117	460
純資産合計		
前期末残高	1,673,245	1,354,706
当期変動額		
新株の発行	-	700,000
剰余金の配当	14,790	-
当期純損失（　）	303,620	695,310
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	127	577
当期変動額合計	318,538	5,267
当期末残高	1,354,706	1,359,974

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)								
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="236 862 606 940"> <tr> <td>建物</td><td>3～13年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～20年</td></tr> </table> (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	建物	3～13年	器具備品	3～20年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 同左 (2) 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="893 862 1264 940"> <tr> <td>建物</td><td>3～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～20年</td></tr> </table> (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	建物	3～15年	器具備品	3～20年
建物	3～13年								
器具備品	3～20年								
建物	3～15年								
器具備品	3～20年								

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法によっております。 5. 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	----- 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法によっております。 5. 消費税等の会計処理方法 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日現在)	当事業年度 (平成22年3月31日現在)																		
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>68,735千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>38,609千円</td></tr> </table> * 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>298千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>2,249千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>15,064千円</td></tr> </table>	建物	68,735千円	器具備品	38,609千円	未収運用受託報酬	298千円	未払手数料	2,249千円	その他未払金	15,064千円	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6,200千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>35,609千円</td></tr> </table> * 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払手数料</td><td>2,857千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>10,000千円</td></tr> </table>	建物	6,200千円	器具備品	35,609千円	未払手数料	2,857千円	その他未払金	10,000千円
建物	68,735千円																		
器具備品	38,609千円																		
未収運用受託報酬	298千円																		
未払手数料	2,249千円																		
その他未払金	15,064千円																		
建物	6,200千円																		
器具備品	35,609千円																		
未払手数料	2,857千円																		
その他未払金	10,000千円																		

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																												
* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>17,251千円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>12,613千円</td></tr> <tr> <td>調査費</td><td>1,650千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>30,000千円</td></tr> <tr> <td>諸経費</td><td>477千円</td></tr> </table> * 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>200,000千円以内</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>50,000千円以内</td></tr> </table> * 3 . 固定資産除却損は、器具備品288千円であります。 * 4 . 臨時償却費は、現在入居している大手町フィナンシャルセンターの再開発に伴い賃貸借契約が2010年 8月までとなっているため、既存の建物附属設備の耐用年数を見直したことからであります。 * 5 . -----	運用受託報酬	17,251千円	支払手数料	12,613千円	調査費	1,650千円	委託調査費	30,000千円	諸経費	477千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内	* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>7,029千円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>11,536千円</td></tr> <tr> <td>調査費</td><td>1,647千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>20,000千円</td></tr> <tr> <td>諸経費</td><td>494千円</td></tr> </table> * 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>200,000千円以内</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>50,000千円以内</td></tr> </table> * 3 . 固定資産除却損は建物7,422千円、器具備品8,567千円であります。 * 4 . ----- * 5 . その他特別損失は、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）に係る仲裁判断に基づき支払った金額であります。 本件は、平成21年 4月28日に、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされたことに関連して、当社及び申立人らが進めておりました和解あっせん手続に関するものであります。当社及び和解あっせん申立人らによる協議の結果、平成21年12月21日に仲裁合意が成立し仲裁手続に移行し平成22年 1月22日になされた仲裁判断に基づいて、当社が和解あっせん申立人らに対して支払いを行い、これを特別損失として計上したものであります。	運用受託報酬	7,029千円	支払手数料	11,536千円	調査費	1,647千円	委託調査費	20,000千円	諸経費	494千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内
運用受託報酬	17,251千円																												
支払手数料	12,613千円																												
調査費	1,650千円																												
委託調査費	30,000千円																												
諸経費	477千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												
運用受託報酬	7,029千円																												
支払手数料	11,536千円																												
調査費	1,647千円																												
委託調査費	20,000千円																												
諸経費	494千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	- 株	- 株	9,860株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	7,000株	- 株	16,860株

（注）当事業年度に増加しました7,000株は、平成21年12月29日に実施しました株主割当による新株発行であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)																								
1 . ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「 2 . 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	1 . ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (千円)</td><td>減価償却累計額相当額 (千円)</td><td>期末残高相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>29,349</td><td>13,909</td><td>15,439</td></tr><tr><td>合計</td><td>29,349</td><td>13,909</td><td>15,439</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	29,349	13,909	15,439	合計	29,349	13,909	15,439	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (千円)</td><td>減価償却累計額相当額 (千円)</td><td>期末残高相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>22,549</td><td>13,319</td><td>9,229</td></tr><tr><td>合計</td><td>22,549</td><td>13,319</td><td>9,229</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	22,549	13,319	9,229	合計	22,549	13,319	9,229
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																						
器具備品	29,349	13,909	15,439																						
合計	29,349	13,909	15,439																						
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																						
器具備品	22,549	13,319	9,229																						
合計	22,549	13,319	9,229																						
未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 5,961千円 1 年超 10,232千円 合計 16,194千円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 7,042千円 減価償却費相当額 6,296千円 支払利息相当額 891千円	未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 4,716千円 1 年超 5,141千円 合計 9,857千円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 5,699千円 減価償却費相当額 5,076千円 支払利息相当額 598千円																								

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各 期への配分方法については、利息法に によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。	減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左

（金融商品関係）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の状況に取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況について経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注２．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	877,030	877,030	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	3,775	3,775	-
資産計	880,806	880,806	-

注１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額によっております。

注２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
長期差入保証金	155,088

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券其他有価証券」には含めておりません。

本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

注３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	876,774	-	-	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	1,028	1,534	-	-
合計	877,802	1,534	-	-

注４．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年 3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,000	1,005	5
	小 計	1,000	1,005	5
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	4,000	3,876	123
	小 計	4,000	3,876	123
合計		5,000	4,882	117

5．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券	15,750

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

当事業年度（平成22年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,775	3,000	775
	小 計	3,775	3,000	775
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合計		3,775	3,000	775

5．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (平成21年3月31日現在)	当事業年度 (平成22年3月31日現在)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>16,450千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>16,450千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>15,030千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>15,030千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。 5. 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	16,450千円	退職給付引当金	16,450千円	勤務費用等	15,030千円	退職給付費用	15,030千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>20,735千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>20,735千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>14,274千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>14,274千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 5. 同左	退職給付債務	20,735千円	退職給付引当金	20,735千円	勤務費用等	14,274千円	退職給付費用	14,274千円
退職給付債務	16,450千円																
退職給付引当金	16,450千円																
勤務費用等	15,030千円																
退職給付費用	15,030千円																
退職給付債務	20,735千円																
退職給付引当金	20,735千円																
勤務費用等	14,274千円																
退職給付費用	14,274千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成21年3月31日現在）	当事業年度 （平成22年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 83,608	繰越欠損金 356,999
ソフトウェア損金算入限度超過額 49,479	ソフトウェア損金算入限度超過額 54,329
賞与引当金 33,983	賞与引当金 31,344
退職給付引当金 6,693	退職給付引当金 8,437
繰延資産償却超過額 3,822	未払費用否認 3,327
未払費用否認 3,397	繰延資産償却超過額 2,395
未払事業税否認 772	未払事業税否認 1,568
未払事業所税否認 386	未払事業所税否認 481
その他 143	その他 136
繰延税金資産小計 182,287	繰延税金資産小計 459,019
評価性引当額 182,287	評価性引当額 459,019
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 -	その他有価証券評価差額金 315
繰延税金負債合計 -	繰延税金負債合計 315
繰延税金資産の純額 -	繰延税金資産（負債）の純額 315
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

関連当事者情報

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	（被所有） 直接70%	1. 投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 （注1）	運用受託報酬の受取り	17,251	未収運用 受託報酬	298
						2. 投資信託に係る事務代 行の委託等（注2）	投信代行手 数料の支払い	12,613	未払 手数料	2,249
						3. 保険契約（注3）	損害保険料 の支払い	477	-	-
						4. LANの利用（注4）	LAN利用料 の支払い	1,650	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,200	資産運用会社 （持株会社）	（被所有） 直接30%	株式投資に関する情報提供 契約（注5）	情報料の支 払い	30,000	その他 未払金	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- （注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。
- （注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
- （注3）損害保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。
- （注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。
- （注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険㈱	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1)	運用受託報酬の受取り	141,585	未収運用受託報酬	73,611
						2. 団体定期保険の契約(注2)	生命保険料の支払い	607	-	-
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券㈱	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3)	投資顧問料の支払い	25,908	未払費用	4,980
						2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手数料の支払い	196,474	未払手数料	37,347
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	68,649	未払費用	6,965

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱損害保険ジャパン（東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	1. 株主割当増資による新株の発行（注1）	増資の受け入れ	490,000	-	-
						2. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言及び一任（注2）	運用受託報酬の受取り	7,029	-	-
						3. 投資信託に係る事務代行の委託等（注3）	投信代行手数料の支払い	11,536	未払手数料	2,857
						4. 保険契約（注4）	損害保険料の支払い	494	-	-
						5. LANの利用（注5）	LAN利用料の支払い	1,647	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,297	資産運用会社 （持株会社）	(被所有) 直接30%	1. 株主割当増資による新株の発行（注1）	増資の受け入れ	210,000	-	-
						2. 株式投資に関する情報提供契約（注6）	情報料の支払い	20,000	その他未払金	10,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）株主割当増資による新株の発行は、平成21年12月29日を払込期日として、1株当たり100,000円の発行価額で7,000株の新株発行を行ったものであります。

（注2）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注3）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）損害保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注5）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注6）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険(株)	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1)	運用受託報酬の受取り	153,065	未収運用受託報酬	83,134
						2. 団体定期保険の契約(注2)	生命保険料の支払い	648	-	-
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券(株)	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3)	投資顧問料の支払い	27,766	未払費用	6,300
						2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手数料の支払い	214,049	未払手数料	52,605
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	51,962	未払費用	16,264

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)損害保険ジャパン（当事業年度末においては、金融商品取引所には上場しておりません。）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
1株当たり純資産額 137,394.21円 1株当たり当期純損失金額（ ） 30,793.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 80,662.77円 1株当たり当期純損失金額（ ） 57,025.37円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
当期純損失（ ）（千円）	303,620	695,310
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	303,620	695,310
期中平均株式数（株）	9,860	12,193

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。 なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。その後、当社と和解あっせんの申立人らとの協議の結果、仲裁合意が成立し仲裁手続きに移行しました。当社は、仲裁人によりなされた仲裁判断に基づき、約413百万円を支払い、これを第25期事業年度に特別損失として計上いたしました。

委託会社は、平成22年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更する予定です。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（ 1 ）受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,260百万円（平成22年 3 月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成22年 3 月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の処理の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（ 2 ）販売会社

（単位：百万円、平成22年 3 月末現在）

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,260	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000	
マネックス証券株式会社	7,425	
楽天証券株式会社	7,477	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北都銀行	11,000	

2 【関係業務の概要】

（ 1 ）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（ 2 ）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成21年12月10日	臨時報告書
平成22年 2 月26日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成22年 3 月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年1月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン欧州国債オープン（毎月分配型）の平成21年6月2日から平成21年12月1日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン欧州国債オープン（毎月分配型）の平成21年12月1日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月28日、会社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに和解あっせんの申立てがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月16日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン欧州国債オープン（毎月分配型）の平成21年12月2日から平成22年6月1日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン欧州国債オープン（毎月分配型）の平成22年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 正敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。